

東海村自主防災組織活動事業費補助金手続きの流れ

平成27年5月
村民生活部防災原子力安全課

東海村自主防災組織活動事業費補助金交付事業は、災害時に自発的な初期消火や避難誘導などの活動を行うため、住民のみなさんが自主的に結成した防災組織の活動に要する経費に対し、補助金を交付するものです。

手続きの流れ

1 防災原子力安全課へ

申請書類の提出

事業開始の30日前までに申請してください。

- ・東海村自主防災組織活動事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・東海村自主防災組織活動事業費補助金交付請求書（様式第13号）
- ・自主防災組織の規約

2 防災原子力安全課から

決定通知書の受領

交付決定通知書を受領してから事業を実施してください。

- ・東海村自主防災組織活動事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）

3 防災原子力安全課から

補助金の交付

事業の実施

事業の完了

4 防災原子力安全課へ

報告書類の提出

事業完了30日以内、または年度末のいずれか早い日までに提出してください。

- ・東海村自主防災組織活動事業費補助事業実績報告書（様式第10号）
- ・収支決算書（様式第11号）
- ・支出を証明する書類の写し（レシートなど）

東海村自主防災組織活動事業費補助金の申請は、事業計画が決定した事業実施前の段階で申請書を提出し、交付決定を受けてください。

事業実施後の申請は、補助金交付に支障をきたすばかりでなく、交付が受けられない場合がありますのでご注意ください。